

掛川市条例第24号

掛川市ステンドグラス美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市ステンドグラス美術館条例の一部を改正する条例

掛川市ステンドグラス美術館条例（平成26年掛川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>博物館法</u>（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第18条</u>の規定に基づき、掛川市ステンドグラス美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 美術館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するため、<u>教育委員会</u>が必要と認める事業</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 美術館の開館時間及び休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(美術館の管理)</p> <p>第5条 美術館の管理は、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）<u>第244条の2</u>第3項の規定により、法人その他の団体であって<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行う美術館の管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の運営に関し<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金の額は、第1項の利用料金にあっては別表第1に定める金額の範囲内において、第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）<u>第244条の2</u>の規定に基づき、掛川市ステンドグラス美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 美術館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するため、<u>市長</u>が必要と認める事業</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 美術館の開館時間及び休館日は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(美術館の管理)</p> <p>第5条 美術館の管理は、<u>地方自治法</u>第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行う美術館の管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の運営に関し<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金の額は、第1項の利用料金にあっては別表第1に定める金額の範囲内において、第</p>

2項の利用料金にあっては別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

5 (略)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により建物、設備又はステンドグラス等を損傷し又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(美術館協議会)

第15条 法第20条第1項の規定により、美術館に掛川市ステンドグラス美術館協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 (略)

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4・5 (略)

(指定管理者の指定の手続)

第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、美術館の管理を行わなければならない。

2項の利用料金にあっては別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

5 (略)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により建物、設備又はステンドグラス等を損傷し又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(美術館協議会)

第15条 美術館の運営に関する事項を審議するため、美術館に掛川市ステンドグラス美術館協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 (略)

3 委員は、教育関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4・5 (略)

(指定管理者の指定の手続)

第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、美術館の管理を行わなければならない。

<p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、<u>平成27年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、<u>平成27年6月1日</u>から施行する。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。